平成27年6月8日 (月曜日)

北海道教育委員会 公 報

第6144号

	目	次	
告示 ○北海道教育委員会教育長職 ○北海道教育委員会教育長職 通達・通知 ○管理職手当に関する規則第 規定に基づく指定について	義務代行者の事 第2条第2項た	務の委任について だし書、別表第1、別	1 表第2及び別表第3の
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u></u>		
	告	示	

北海道教育委員会告示第42号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、平成27年6月1日、教育長職務代行者を次のように指名した。

平成27年6月8日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

第 1 順位 委員 中 村 隆 信 第 2 順位 委員 鶴 羽 佳 子

北海道教育委員会告示第43号

教育長職務代行者が行う教育長の権限に属する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条、北海道教育委員会会議規則(昭和50年教育委員会規則第5号)及び北海道教育委員会傍聴規則(平成2年教育委員会規則第13号)に規定する教育長の権限に属する事務以外の事務は、北海道教育庁教育部長に委任する。

平成27年6月8日

北海道教育委員会教育長職務代行者 中 村 隆 信

通達•通知

教 給 第 2 3 5 号 平成27年 6 月 8 日

各 部 課 長 各 教 育 局 長 各 所 管 機 関 の 長 様 札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について(通知)

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について(平成27年5月29日付け人委第113号)の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記

人 委 第 1 1 3 号 平成27年 5 月29日 北海道教育庁教育次長 札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について(通知)

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について(平成19年3月30日付け人委第615号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成27年6月1日以降は、これによって実施してください。

記

第4項第1号中「局次長」を「担当局長」に改める。

(給与課給与グループ)